

## 耐震化・減災化のための補助制度等

本町では、この耐震改修促進計画により効果的に耐震化・減災化を促進するため、下記のように各種補助制度等を実施しています。

補助制度等の利用に当たっては、担当課への事前相談をお願いします。

### 武豊町が実施している補助制度等の一覧

名称	概要
民間木造住宅耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(旧耐震基準木造住宅)に対して専門家を派遣して無料で耐震診断を行います
民間木造住宅耐震改修費補助	町の無料耐震診断の結果、判定値が1.0未満とされた住宅を判定値1.0以上にする工事費用の一部を補助します
民間非木造住宅耐震改修等補助	鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の非木造住宅(一戸建住宅や共同住宅等)の耐震診断・改修を行う場合、その経費の一部を補助します
民間木造住宅段階的耐震改修費補助	町の無料耐震診断の結果、判定値が0.4以下とされた木造住宅を段階的で1.0以上とする耐震改修工事にかかる費用の一部を補助します
住宅等撤去費補助	不良住宅と判定された空き家又は町無料耐震診断の結果判定値が1.0未満とされた木造住宅の撤去工事を行う方に対し、撤去工事費用の一部を補助します
民間木造住宅耐震シェルター等整備費補助	耐震診断による判定値が1.0未満と診断された木造住宅に、耐震シェルター及び防災ベッドを整備する費用の一部を補助します
武豊町要安全確認計画記載建築物耐震改修事業費補助	要安全確認計画記載建築物として指定された建築物の耐震改修設計及び改修工事・工事監理費用の一部を補助します
ブロック塀等撤去費補助制度	道路等の公共施設に面した倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去費の一部を補助します
家具転倒防止金具取付費費用負担制度(防災交通課)	地震発生時に家具の転倒による死亡・負傷等事故防止のため、家具転倒防止金具取り付けに対して、費用を負担します

武豊町 建設部 都市計画課

電話:0569-72-1111(代表) FAX:0569-73-0001 E-mail:toshi@town.tak



# 武豊町 建築物耐震改修促進計画 (令和3~12年度)

## 概要版



武豊町マスコットキャラクター

みそたろう

近年、南海トラフ巨大地震などの大規模な地震の発生が危惧されており、ひとたび地震が発生すると、被害は甚大なものになると予測されています。

地震による人的被害や経済被害を減らす対策としては、住宅・建築物を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが重要です。

このため、本町では「耐震改修促進法<sup>※</sup>」に基づく「武豊町建築物耐震改修促進計画」を策定し、住宅・建築物の耐震化・減災化に取り組んできました。

今回、現在の計画が最終年度を迎えるにあたり、耐震改修促進法施行令の改正及び愛知県が策定する「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン2030－」の内容等を踏まえ、現時点における耐震化の状況や課題を整理し、住宅・建築物の耐震化や減災化を促進するため、令和12年度を目標年度とした新たな計画を策定しました。

※ 耐震改修促進法:建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)



## 武豊町における地震被害の想定

### 想定される地震の規模

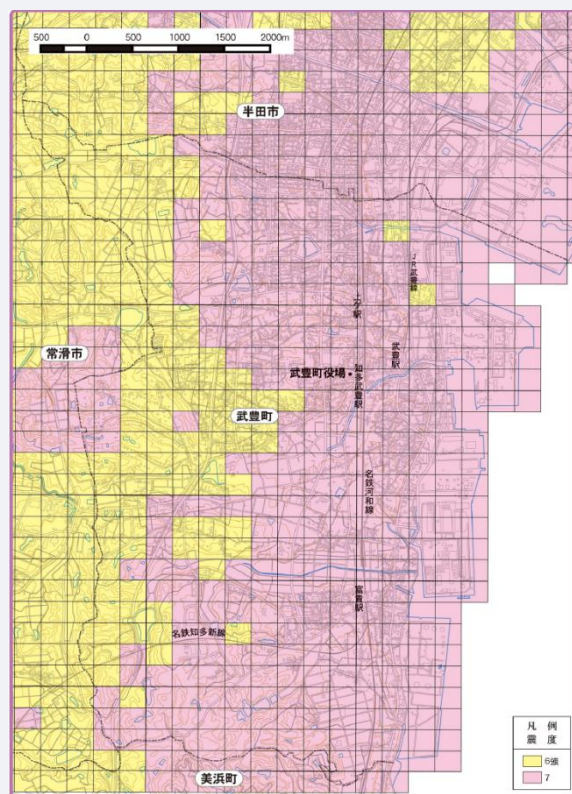
愛知県は、平成26年5月に、南海トラフで高い確率で発生する地震による被害予測調査結果を発表しました。

南海トラフで発生するおそれのある地震のうち、あらゆる可能性を考慮した「理論上震最大モデル」による本町の想定震度分布は、右図のとおりです。

本町では、広い範囲で最大震度7となることが想定されています。

### 武豊町の被害想定

「理論上震最大モデル」では、本町における建物被害として地震の揺れによる全壊棟数及び出火による建物焼失棟数を合わせて約7,300棟、死者数は約500人と想定されています。



理論上最大モデルによる震度分布

## 計画の基本的事項

### 対象区域・計画期間・対象建築物

- 計画の対象区域は武豊町全域とし、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。
- 対象建築物は全ての住宅及び建築物とし、特に昭和56年5月31日以前に着工された以下の住宅及び耐震性のない建築物を中心に耐震化を図ります。

#### ■ 住宅

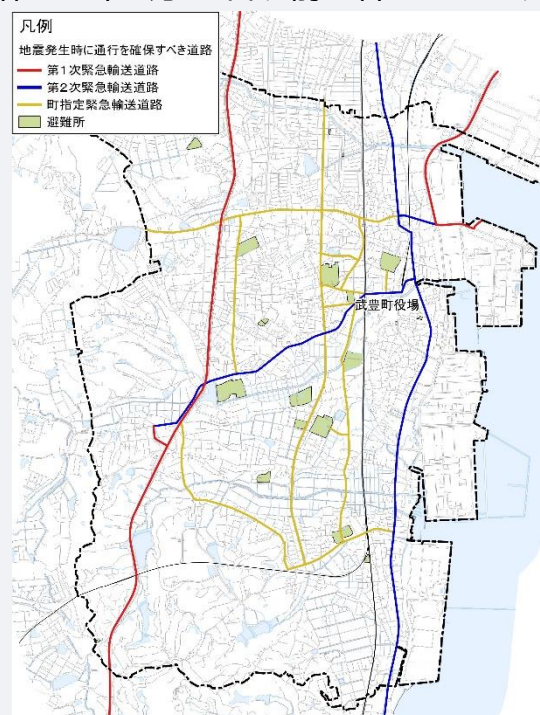
戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸・分譲)を含む全ての住宅

#### ■ 耐震診断義務付け建築物

- ① 要緊急安全確認大規模建築物
- ② 要安全確認計画記載建築物
  - 防災上重要な建築物
  - 県計画で指定した道路沿道の通行障害

#### ■ 特定既存耐震不適格建築物

- ① 多数の者が利用する建築物
- ② 危険物の貯蔵・処理場の用途に供する建築物
- ③ 地震発生時に通行を確保すべき道路に接する建築物



地震発生時に通行を確保すべき道路

## 耐震化及び減災化の目標

### 住宅の耐震化の現状と目標

- 平成30年度時点で、町内における住宅の耐震化の現状は、居住世帯のある住宅総数16,460戸のうち14,140戸は耐震性があると推計され、耐震化率は85.9%です。
- 住宅の耐震化の目標については、国及び県の方針を踏まえ、以下のように設定します。

現状(平成30年度時点)  
耐震化率 約 86%  
(14,140戸/16,460戸)

令和7年度目標  
耐震化率 約 95%  
(16,530戸/17,400戸)

令和12年度目標  
耐震性の不十分な  
住宅を概ね解消

### 建築物の耐震化の現状と目標

#### ■ 耐震診断義務付け建築物

- 要安全確認計画記載建築物が1棟あり、令和7年までの耐震化を目指します。

#### ■ 特定既存耐震不適格建築物

- 公共建築物については、耐震化が完了しています。
- 民間建築物は合計57棟あり、県と連携し耐震化を促進していきます。

### 住宅・建築物の減災化の目標

- 減災化については、「住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る」を目標とし、施策に取り組みます。

## 耐震化及び減災化を図るための取組

### 住宅の耐震化

- 旧耐震基準木造住宅の無料耐震診断の実施や耐震改修等工事費の補助を実施していきます。また、地元区と連携した戸別訪問等により制度周知に努めるとともに、補助金の代理受領制度などを検討していきます。

### 建築物の耐震化

- 県と連携し、耐震化を促進していきます。特に要安全確認計画記載建築物については、耐震改修工事費等への補助により重点的な支援を行います。

### 住宅・建築物の減災化

- 段階的耐震改修や耐震シェルターの設置、家具の転倒防止対策の促進、その他の減災につながる取組を通じ、住宅の減災化を図ります。
- 地震時の窓ガラス・つり下げ天井などの落下防止対策、エレベーター・エスカレーターの安全対策等の取組を通じ、建築物の減災化を図ります。
- その他の地震時の安全対策として、倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去を支援します。

◎補助制度等の内容については、4ページの一覧表をご覧ください。